

林業事業者等との意見交換会(3/5~3/6)のご意見・ご要望に対する回答

近畿中国森林管理局

番号	ご意見・ご要望	回答	備考
1	<p>・労働安全衛生規則の改正について説明があったが、新たに規定された安全衛生 規則の「作業計画」の内容を、約款に基づく事業計画書に追加記載して作成しなければならないのか。</p> <p>・現場代理人と作業指揮者は兼務することができるのか。</p>	<p>・作業計画については、①機械の種類・能力、②運行経路、③作業の方法・場所を労働者に周知することとなっています。事業計画書に共通する事項もありますが、これまでの事業計画書の内容に変更を求めるものではありませんので、作業計画と事業計画書は別物であるご理解願います。</p> <p>・現場代理人と作業指揮者の兼務については、労働安全衛生規則で作業指揮者を専任で配置しなければならない規定はありませんので、兼務は可能です。</p>	
2	<p>・収穫量の長期見通しについて説明があったが、素材生産量はどうなるのか。</p>	<p>・今回、はじめて収穫量の長期見通しをお示しさせていただきました。この見通しは立木材積によるものであり素材生産量ではないので留意して見てください。局ホームページには、全てという訳ではありませんが、収穫調査箇所の情報も載せていますので、次年度以降の生産箇所等の情報として参考にしてください。この見通しの基礎としている地域管理経営計画の内容も勘案すれば、①今後5年くらいは間伐量は横ばいで、それ以降は減少、②主伐は林分の成熟等に伴い増加するなど推測できます。</p> <p>・一方でこれらの収穫量を素材生産、立木販売等に振り分けて数値でお示しすることは、予算等の不確定要素もあり難しいことをご理解願います。</p>	
3	<p>・植付の請負契約について、苗木は以前は国からの支給されたものを使用していたが、現在は、請負代金の中に苗木購入費が含まれている。そのため、コンテナ苗の使用を指定されているが、生産者からの確保が難しい場合がある。その場合は、生産場所については問わないことで良いのか。</p>	<p>・植付の見通し等を踏まえ、あらかじめ各府県、森林整備センター、県森連、県苗連等と需給調整を毎年行っています。また、発注公告の資材内訳にコンテナ苗の記載があるものは、地元の間苗連と情報交換し確保できるとして載せていますが、万が一確保が困難な場合には、監督職員等にご相談下さい。</p> <p>なお、コンテナ苗についても、普通苗と同様に種苗法に規定されている範囲であれば、どこから調達されても問題はありません。</p>	
4	<p>・伐採と造林の一括発注をされる場合、平成27年度からは、「役務の提供」と「物品の製造」の両方の資格が必要との説明であったが、ランクはどうなるのか。</p> <p>事業内容によって、生産事業はAランク、造林事業はDランクとなった場合、どのようにするのか教えて頂きたい。</p>	<p>・造林事業と素材生産事業の一括発注の入札参加資格のランクについては、「役務の提供」と「物品の製造」のどちらかが、入札説明書に示すランクを満たしていれば入札参加資格があります。</p>	
5	<p>・造林事業を実施しているが、京都府内にある国有林は、京都府森林計画の区域に入っていない「白地」であるため、補助金の対象外であると言われている。民国の区域で事業をする場合には何とかして手立てを欲しい。</p>	<p>・国以外の者が国有林で植栽を行う分収造林地は一般に補助の対象になるものと考えています。</p> <p>・質問のケースはなんらかの条件の下での個別事案であると思われるので、別途、詳細を良くお聞きし、林野庁や京都府への確認等も含めて対応させていただきます。</p>	
6	<p>・一般競争入札になって、低価格で落札し、仕様書のとおり事業が実施されていないことが危惧される。あのような仕事ぶりなら自分たちでも相当の儲けを得ることができる。良心的仕事を行う事業者を育てる方法を考えて欲しい。</p>	<p>・契約した事業は仕様書に沿って実施することが必要です。完了検査、事業成績評定等を厳正に行い、良い仕事をする事業者が報われるように対処していく考えです。</p>	

林業事業者等との意見交換会(3/5~3/6)のご意見・ご要望に対する回答

近畿中国森林管理局

7	<p>・競争参加資格確認申請書の様式について、毎年のように変更はしないで欲しい。</p>	<p>・請負事業をより良いものとするため不断に制度等の検討を行っており、それに伴い入札参加申請書等に関して改訂・変更があることについてご理解いただきますようお願いいたします。 ・なお、最新の入札申請書については、入札公告とともに掲載しておりますのでダウンロードして使用願います。また、申請時に添付する資料に漏れがないようチェックシートも掲載しておりますので、これを活用くださいますようお願いいたします。</p>
8	<p>・高野山の国有林には「コウヤマキ植物群落保護林」があるが、あまり国民に知られていないように思われる。最近、外国人の来場者が増えており、高野山の森林文化を伝えることも重要であると考えている。また、夜叉が池（福井県：岩屋国有林）は木道、トイレなどが整備されており、「コウヤマキ植物群落保護林」についても、同様の整備はできないのか。どの部署に話をすれば対応していただけなのか教えて欲しい。</p>	<p>・保護林は、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持や、動植物の保護などに資することを目的として設定しており、モニタリングを実施しながら取り扱い等を検討してきているところ。 ・保護林を活用することについては、対象となった植物等の現状、国有林の管理経営との調整、設置する施設の管理などを多くの問題を慎重に検討する必要があります。 ・まずは地元森林管理署に具体的な要望等をお話くださいますようお願いいたします。</p>
9	<p>・森林組合が、他府県に出て事業を受注することについてどのように考えているのか。</p>	<p>・森林組合も事業者の一つであると認識しており、受注先として特段に制限するところはありません。</p>
10	<p>・末木枝条について、適正価格にて販売してもらえらる仕組みをとってもらえないか。</p>	<p>・簡易な方法で数量を確定して、副産物売り払いとしている事例がございます。まずは買い受け要望について、最寄りの署等へ問い合わせをお願いします。</p>
11	<p>・システム販売材の検知は、牽制機能の意味で山元検知を行うべきではないか。</p>	<p>・素材の買受者が選木機を所有していれば、その選木機を数量確定に使用することも可能としており、この場合は検査要領に基づき検知の検査を行っています。ただし、生産者と買受者が同一など、牽制機能の観点から必要と判断した場合には、委託による検知を実施しているところ。</p>
12	<p>・事前質問に対する回答では、携帯アプリの使用は不可とのことであるが、今はGPS機能がついているため、それにより現地的位置情報は明確であることから認めるべきではないか。</p>	<p>・写真の成果は支払い検査の根拠となるものであり高い信頼性を必要とします。 ・一方、携帯アプリについてはその信頼性を検証する手段がないため、現在のところ、アプリの使用は不可とさせていただきます。 なお、他省庁においても同アプリは認めていないと聞いています。</p>
13	<p>・素材の運搬について、運搬を含む一貫請負であれば、白ナンバーでも運送可能としているが、運送業に関する法令に抵触する内容で運搬するケースも否めない。チェック体制はどうするのか。</p>	<p>・入札説明書に記載し注意喚起することとし、具体的な記載内容については検討の上あらためて示させていただきます。</p>
14	<p>・有害鳥獣対策に対するボランティア実施のため署へ伺ったが、その後回答がない。対応願えないか。</p>	<p>・皆様からのお問い合わせ等に対しては真摯に丁寧に回答することが重要であると考えており、ここで質問があったことを該当署へ連絡の上、迅速に対応させていただきます。</p>
15	<p>・緑の雇用対策は使い勝手が悪くなってきている。 ・林業を通じた地方創生を考えたいが、署は対応可能か。</p>	<p>・今回のご要望の点については本庁へ伝えてまいります。 ・当該地域を管轄する署長等が市町村や事業者を訪問し意見交換を行うなどして「現場の声を聞く」ことは署等の重要な役割と位置づけております。地方創生についても、森林・林業を活用して何をやるのか、これに対して署等が何ができるかなどを地域と一緒に考えて行きたいと考えておりますので、よろしく願います。</p>